

風営実務基本マニュアル

(神奈川県行政書士会運輸警察部編/平成28年6月改訂版)

1. はじめに

風営業務は行政書士にとって主要業務であるにもかかわらず、実際に扱うのは一部の行政書士に限られ、全体としては敬遠される傾向にありました。

これには、「風俗営業という言葉のイメージ」「行政側の対応のばらつき」「責任の重さ」等、様々な理由が挙げられますが、往々にして先入観によるものであることも否認しません。

風営業務は的確に遂行していく限りは決して怖いものでもなく、お客様の営業の出発に関わるやりがいのある仕事でもあります。今後、多くの行政書士の方々にチャレンジしていただきたいと思い、風営法関係の手続の中で特に依頼件数の多い社交飲食店営業の許可申請手続を中心として、基本的な取り扱い上の注意点等をまとめました。

最近では法令が細かく複雑に解釈される傾向が深まってきており、業務知識が不十分なためか、行政側からの苦情が多く出てきている状況にあります。

許認可全般に言えることですが、行政手続や規制は基本的に法令を根拠としているものであり、法令の正確な理解が行政との円満なやりとりの一番の近道となります。

したがって、市民と行政のパイプ役である行政書士としては、このような認識のもと風営業務においても法令の理解に努めることが重要であると思います。

皆さまの業務遂行の一助として、平成17年よりこの様なマニュアルを作成し、平成20年に改訂版を発行し、このたび平成28年6月23日施行の改正風営法に対応して一部を改訂しました。いづれかでも皆さまの業務のお役に立てていただければ幸いです。

なお、基本的事項についての質問等は、これまで通り、出来るだけ運輸警察部を通じて確認されるようご協力方お願い致します。

2. 業務の種類

【風俗営業】

平成28年6月23日の改正風営法施行により、風俗営業の種別は1号から8号までの8種から、1号から5号までの5種に改正され各風俗営業の種別の号数も変更されました。公安委員会から交付されている風俗営業許可証に記載された号数と、風営法改正後における号数が一致していない場合があります。

なお、この改正により、客にダンスをさせる営業は風俗営業に含まれないこととなり、新たに特定遊興飲食店営業が許可営業として新設されました。

- 1号営業 社交飲食店、料理店等
キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 2号営業 低照度飲食店
喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 3号営業 区画席飲食店
喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 4号営業 マージャン店、パチンコ店等
まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 5号営業 ゲームセンター等
スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

【特定遊興飲食店営業（許可営業）】

ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、深夜（午前0時～午前6時）において営むもの（風俗営業に該当するものを除く。）。平成28年6月23日から新設された。

【深夜酒類提供飲食店営業】

- * 主として酒類を提供する飲食店で、午前0時以降も営業する場合
（ホステスによる接待が伴う場合は、風俗営業許可が必要）
- * 営業を開始しようとする10日前までに営業開始の届出が必要

【性風俗関連特殊営業】

* 営業を開始しようとする10日前までに営業開始の届出が必要

〈店舗型性風俗特殊営業〉

- ・ 個室付浴場（ソープランド）
 - * 平成9年より神奈川県下での新規出店は認められていません。
- ・ 個室マッサージ（ファッションヘルス・ファッションマッサージ）
 - * 平成9年より神奈川県下での新規出店は認められていません。
- ・ ストリップ劇場・ヌードスタジオ等
- ・ ラブホテル、モーテル等
- ・ 出会い系喫茶
- ・ アダルトショップ

〈無店舗型性風俗特殊営業〉

- ・ 派遣型ファッションヘルス等
- ・ アダルトビデオ等通信販売

〈映像送信型性風俗特殊営業〉

- ・ インターネットによるアダルト画像等の販売

〈店舗型電話異性紹介営業〉

- ・ テレホンクラブ

〈無店舗型電話異性紹介営業〉

- ・ テレホンクラブ（伝言ダイヤル）

【接客業務受託営業】

許可や開始届は不要だが、平成11年4月より規制が課せられている。

- ・ コンパニオン派遣業、芸者置屋等規制の概要
- * 派遣されるコンパニオン等への高額な借金背負わせの禁止
- * 派遣されるコンパニオン等からの旅券取り上げ等の禁止

3. 風俗営業許可の要件

【人的要件】

許可を受けようとする者が、次のいずれかに該当する場合には、許可が与えられません。また、営業所の管理者についても第24条第2項に欠格事由の規定があります。

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者
- 無許可営業、不正受許可、相続・合併・分割における不正受承認、名義貸し、取消・停止・禁止等の処分命令違反、禁止区域営業、構造設備の無承認変更の罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者
- 公然わいせつ、わいせつ物頒布、淫行勧誘、賭博、常習賭博、未成年者略取誘拐、営利目的等略取誘拐、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、幫助目的被略取者引渡し等及びその未遂、組織的犯罪処罰法違反、売春防止法違反、児童買春・児童ポルノ等処罰法違反、労働基準法違反、労働者派遣法違反、職業安定法違反、児童福祉法違反、入管法違反の罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に暴力行為等を行うおそれのある者
- アルコール・麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者
- 風俗営業の許可を取り消され、取り消しの日から起算して5年を経過しない者
 - * 取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内にその法人の役員であった者も含まれます。
 - * 取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日から処分（または不処分）決定する日までの間に許可証の返納をした者で、その返納の日から起算して5年を経過しない場合も含まれます。
 - * 取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日から処分（または不処分）決定する日までの間に合併により消滅した法人の役員（公示日前60日以内に就任していた者に限る）で、その消滅の日から起算して5年を経過しない場合も含まれます。
 - * 取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日から処分（または不処分）決定する日までの間に許可証の返納をした法人の役員（公示日前60日以内に就任していた者に限る）で、その返納の日から起算して5年を経過しない場合も含まれます。

●未成年者

* 営業に関し成年者と同一の能力を有すると認められる者（法定代理人の許可を得、未成年者の登記を為した者等）や、風俗営業者の相続人（ただし、その法定代理人が上記に該当しないことが必要）の場合はさしつかえありません。

（注）次のいずれかに該当する者は、管理者になることができません。

○未成年者

○申請者の欠格要件（法第4条第1項第1号から第7号の2まで）
のいずれかに該当する者

【構造設備要件】

風営法第4条第2項1号で、営業所の構造又は設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないときは許可をしてはならない旨規定し、それを受けた施行規則第7条において、各営業所の構造及び設備の技術上の基準が示されています。

1号営業（社交飲食店・料理店等）

- ① 客室床面積 和室1室につき9.5㎡以上、洋室1室につき16.5㎡以上（客室が1室のみのときは制限なし）
- ② 営業所の外部から客室が見えないこと
- ③ 客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと
- ④ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
- ⑤ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
- ⑥ 客室内の照度が5ルクスを超えること
- ⑦ 騒音と振動の数値が条例で定める数値以下であること

2号営業（低照度飲食店）

- ① 客室床面積 1室につき5㎡以上（客に遊興をさせる態様の営業にあつては33㎡以上）
- ② 営業所の外部から客室が見えないこと
- ③ 客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと
- ④ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
- ⑤ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
- ⑥ 客室内の照度が5ルクスを超えること

- ⑦ 騒音と振動の数値が条例で定める数値以下であること

3号営業（区画席飲食店）

- ① 営業所の外部から客室が見えないこと
- ② 客室内の照度が10ルクスを超えること
- ③ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
- ④ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
- ⑤ 騒音と振動の数値が条例で定める数値以下であること
- ⑥ 長いす等、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する設備を設けないこと

4号営業（ぱちんこ屋・麻雀屋）

- ① 客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと
- ② 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
- ③ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
- ④ 客室内の照度が10ルクスを超えること
- ⑤ 騒音と振動の数値が条例で定める数値以下であること
- ⑥ パチンコ屋営業等においては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと。
- ⑦ パチンコ屋営業等においては、客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること。

5号営業（ゲームセンター等）

- ① 客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと
- ② 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
- ③ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
- ④ 客室内の照度が10ルクスを超えること
- ⑤ 騒音と振動の数値が条例で定める数値以下であること
- ⑥ 遊技料金として紙幣を挿入することができる装置を有する遊技設備又は客に現金若しくは有価証券を提供するための装置を有する遊技設備を設けないこと。

【地域要件】

風営法第4条第2項は、「公安委員会は、前条第1項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。」として、第1号から第3号までを掲げています。

そして、このうち第2号は「営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める規準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。」と規定し、これを受けて政令の第6条は、営業所の設置を制限する地域の指定に関する基準を設けています。

それによると、

〈第1号〉・・・次に掲げる地域内の地域について行うこと。

- イ 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域
- ロ その他の地域のうち、学校その他の施設で特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの周辺の地域

〈第2号〉 前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）のおおむね100mの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。

〈第3号〉 前2号の規定による制限地域の指定は、風俗営業の種類、営業の態様その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な小限度のものであること。

としています。

この基準に基づいて各都道府県は条例により制限地域を定めることとなりますが、神奈川県の場合を例にとると次のようになっています。

- 1 住居専用地域及び住居地域（ただし、商業地域の周囲30m以内の住居地域では営業可能。）
- 2 大学以外の学校（学校教育法第1条に掲げるもの。従って幼稚園も含む。）の敷地の周囲100m以内の地域
- 3 大学・図書館・児童福祉施設・病院・診療所（患者収容施設を有するものに限る）の敷地の周囲70m（商業地域の場合は30m）以内の地域

※用途地域に関する注意点

公安委員会風営法で定められた許可基準で許可の可否を審査しますが、建築規制は風営法とは別の基準として存在するため、用途地域ごとに定められた建築制限に抵触

する営業所であるにも関わらず風俗営業を許可されることがあります。多いケースとしては近隣商業地域における社交飲食店営業です。風俗営業が許可されたとしても、同時に建築基準法に違反してしまう場合には、依頼者に適切な説明をする必要があります。

4. 業務上のポイント

a. 業務受諾時の対応

業務の依頼や相談があったときは、営業の内容と営業所の所在地を確認することが重要です。用途地域や保全対象施設との関係で許可が取得されない場所である可能性があるからです。業務の処理にかかる手間は、依頼者が置かれて状況や構造設備の状況、地理的な関係等によって大きく異なります。トラブルを避けるためには報酬額と申請手数料等をはっきり区別して伝えることも重要です。行政書士としてどこまでの責任を負うかを依頼者に納得させ、依頼者の心理状況を想像しながら適切な説明を行ってください。

依頼者自身や依頼者周辺の第三者から得た情報は最終的には信用できません。根拠のない憶測や噂等に振り回されないよう注意してください。必要に応じて資料を渡す、又は書面で情報を提出いただくなどして、無用のトラブルを防ぐ工夫もしましょう。

b. 打ち合わせ

許可までの流れ、許可要件と許可後の注意点等を説明し、依頼者に用意してもらう書類等を指示します。許可申請が受理されて許可の通知を受けるまでには、神奈川県の場合で一般的に50日から55日程度かかります。当初は経営関係者の住民票に記載された情報が手掛かりとなります。営業所所在地の地番と住居表示の一致、ビル名と部屋番号、飲食店許可証に記載された情報等を確認し、建物所有者等の特定も早めに行って使用権限の疎明を準備します。使用承諾書が必要な場合は建物等の所有者全員から協力を得る必要がありますので、事前に協力してもらえるかどうかを依頼者に確認させておかないと、後日手続に支障が及ぶケースがあります。公安委員会から許可が交付されるまで風俗営業を開始できないことも、必ず事業者の説明しておきましょう。

c. 許可要件充足性の確認

申請者、役員、管理者が欠格事由に該当しないか、構造設備が許可基準に抵触しないかを確認します。

神奈川県1号、2号、3号の風俗営業では、営業所の構造設備要件（特に客室の内部の見通しを妨げる設備状況であるかどうか、調光器がないか、面積要件を満たしているか等）が審査上の問題となるケースが多いので、営業所の構造設備状況を依頼者と一緒に実地に確認して問題点をあらかじめ検討しておくことも重要です。高さが100cm以上の空間を一部でも遮蔽する、ついでに、仕切り、イスの背もたれ、置物と、壁の凹凸、見通しの悪い空間等について特別に注意してください。

用途地域の種類及び保全対象施設の有無については、前述のとおり最初の時点での確認が必要ですが、保全対象施設については、「これらの用に供するものと決定した土地を含む。」とされており、事前調査によってすべての保全対象施設を発見できるとは限らないため、非常に重大なリスクを伴う場合があります。

不許可のリスクについて過度に重い責任を負わないよう、依頼者との間で慎重に取り決めを行うなどしてトラブルを回避してください。なお、場所の要件に関して事前に警察署に相談しても、許可の可否については回答されません。

d. 申請必要書類（平成 28 年 6 月 23 日施行の改正風営法令により書式一部改正）

- 1 申請書その 1（表紙）
- 2 申請書その 2（A） or（B） or（C）
- 3 申請書その 3（遊技機明細書） *ぱちんこ・スロットのみ
- 4 営業の方法（その 1 + その 2（A） or（B） or（C）
- 5 営業所の使用権原を疎明する書類(1) → 使用承諾書
* 場合によって賃貸借契約書の写しも
- 6 営業所の使用権原を疎明する書類(2) → 建物登記事項証明書（登記簿謄本）
または建物評価証明
* 新築の場合 → 建築確認済証 + 工事請負契約書 + 建築工事完了引渡証明書
- 7 定款及び履歴事項証明書（登記簿謄本） * 法人の場合のみ
- 8 申請者（法人の場合は監査役を含む役員全員）および管理者の本籍地の記載入り住民票、誓約書、身分証明書（外国人は不要）、登記されていないことの証明書
※個人番号が記載されている場合は見えないように塗りつぶしてください。
- 9 検定通知書・保証書（ぱちんこ屋営業のみ）
- 10 営業所平面図
- 11 求積図（営業所および客室）
- 12 遊技機配置図（ぱちんこおよびゲーム場のみ）
- 13 照明・音響配置図
- 14 周辺 100m 以内の地域の見取り図
- 15 用途地域証明または都市計画図カラーコピー（インターネットダウンロード図面も可）
- 16 食品衛生法の飲食店許可証（保健所から交付）または収受印のある保健所への許可申請書控（飲食店営業の許可を受けるべき営業のみ。但し、許可名義人、営業所所在地等が風俗営業許可申請上の情報と一致する必要あり）
- 17 メニュー及び料金システムを示す書面、又はメニュー表等の写し（飲食関係営業等で風営許可申請書の該当欄に書ききれない場合のみ）
- 18 管理者の写真（3 cm x 2.4 cm） 2 枚
- 19 行政書士に手続きを委任する委任状（行政書士が代理する場合に限る）

* 以前は正副 2 部提出となっていたましたが、平成 18 年 5 月より 1 部提出に変わりました。これに伴い、許可時の副本還付はなくなりましたので、申請者用の控えを作っておくことが望ましいでしょう。

* 状況によっては、随時理由書等の添付が必要な場合があります。

例：住居表示と地番表示が異なるような場合

* 風営の各書式は、法律施行規則に別記様式として掲げられています。
したがって、それらをA4サイズに合わせてコピーして使ったり、様式に
則ってワープロで作成したりしても構いません。
また神奈川県警のホームページからダウンロードすることも出来ます。
(URLは後掲「風営業務関係 WEB サイト」に載せてあります。)
行政書士としては、警察署へ用紙をもらいに行くようなことは出来るだけ
控えましょう。

e. 測量、作図

許可申請後に風俗環境浄化協会または所轄警察署による営業所の実地検査が行
われます。申請書類の内容が実情と一致しているかがポイントですが、特
に店内の構造設備の状況、客室床面積と営業所床面積の算出根拠、イス・テー
ブル・カウンター・照明音響関係設備（特に調光器の有無）等について重点的にチ
ェックされます。

客室は、飲食店の場合は客にサービスを提供する部分を意味し、図面上では赤
色の線でその範囲を表示します。サービスとして客に使用させるイス、テーブル、
カウンター等が存在する場所を含みますが、トイレ、倉庫、事務室、独立した通
路、風除室等は客室に含みません。客室内部で見通しを妨げる設備が存在しない
よう注意が必要です。客室床面積やイス・テーブルの寸法については誤差3cm未
満とし、客室内部の内法の寸法で計測します。

営業所面積は、建物内における営業所と密接不可分な範囲の面積を意味し、ト
イレ、倉庫、事務所、風除室、通路等を含みますが、他の店舗と共同で使用する
部分は営業所に含めない場合があります。営業所面積は、営業所全体を囲む建物
の主要構造部（柱、壁等）の主に中心線を表し、図面上では青色の線で表示しま
す。

f. 許可申請

許可申請時点で店内設備が営業できる状態であることとなります。申請人から手
続に関する委任を受けて委任状を所持している行政書士が、代理人として単独で
許可申請することが神奈川県警では認められていますが、他の都道府県では申請
人の出頭を求め、行政書士による代理申請を認めないなど、取り扱いが異なる場
合が多い点に注意してください。

許可申請は営業所を管轄する警察署の生活安全課が窓口になります。担当者が多
忙で不在の場合があるので、事前に電話で状況を伺って申請予定時間を予約して
おくといでしょう。

許可申請用として添付書類の原本を添付した正本を1通提出し、行政書士用と依
頼者用に二部の控えを用意して、申請受理年月日と受理番号を控えておきましょ
う。

許可申請には申請手数料がかかり、神奈川県収入証紙を事前に購入して、申請が受理された際に警察担当者に渡します（警察署のそばの交通安全協会で購入できる場合が多い）。

営業の種別と申請方法によって手数料の額が異なりますので、その都度、神奈川県警のホームページ等で金額を確認してください。なお、社交飲食店の風俗営業許可申請の場合は原則として24000円となります。

神奈川県警では、営業所の立入検査の日時は後日電話で連絡された際に決めることが多いですが、申請後10日～3週間の期間になる場合が多いです。

検査時には内装、照明音響、テーブル・椅子等の設備が構造設備等の基準を満たし、実際に営業できる状態でなければなりませんので、検査に間に合うよう依頼者と話し合って適切な準備を促しましょう。

g. 立入検査

検査日は事前に検査担当者と電話で都合をすり合わせて決定します。行政書士と依頼者双方が立ち会うことが望ましいです。

検査では主に営業所の寸法、客室の明るさ、客室内の見通し、照明・音響の状況、テーブル・椅子の数等がチェックされますが、特に飲食関係の営業では照明スイッチに照度コントローラー（スライダックス）が付いていると、撤去を求められたり、許可条件が付与されたりする場合があります。

また、1mの高さを超える衝立や仕切などは見通しを妨げるものと見なされます。従って、業種ごとに要求される構造設備基準に対応できるよう、事前に申請者と話し合っておくことが必要です。違法な営業をしていると誤解されやすい表示等にも注意してください。店の入り口には「18歳未満の方の入店をお断りします。」等の表示義務があるため、検査時までにはそのような表示をしておいてください。

検査で申請書類とのくい違いを指摘された場合は、通常は修正の上、再検査を受けることとなりますが、その分許可までの日数が延びることになります。

（軽微な不備等の場合は書類の差し替え又はその場での補正で済むこともあります。）

h. 許可後の手続

許可要件に抵触しなければ、通常55日ほどで許可の通知が来ます。

神奈川県警では現在のところ、県警本部から許可が通知された時点を持って営業が許可されたこととなっており、許可証が交付されるまでには許可通知からしばらく日数がかかります。他の都道府県では許可証が交付されるまで営業を認めない取り扱いがあります。

営業開始に伴い営業者は風営法令の遵守義務を負うこととなります。違反した場合に風俗営業者は法令の不知を理由に処分を免れることは出来ません。したが

って、新たに許可を取得した顧客に対して遵守事項や罰則等について分かりやすく説明することも行政書士のサービスとして重要です。

なお、法第36条（従業者名簿の備え付け）、法第36条の2（接客従業者の生年月日等の確認）、法第6条（許可証等の掲示義務）、法第9条（変更承認申請、変更届）は特に注意が必要です。

※従業者名簿の取り扱いについて

風俗営業者は、店長（管理者）を含むすべての従業員の従業者名簿を作成しなければなりません。名簿の記載事項は公的証明書（住民票記載事項証明書等）をもとに事実であることを確認し、その確認に用いた公的証明書の原本又はコピーを営業所ごとに備え付けて、警察職員が立ち入った際には速やかにそれら名簿及び確認資料を提示できるようにしなければなりません。（但し、4号と5号の営業においては確認資料の備え付けが義務ではありません。）

なお、平成26年10月17日をもって、従業者名簿における本籍の記載は都道府県名まででよいこととなりました（4号と5号では本籍全ての記載義務がありません）。

5. 平成28年6月施行の改正風営法と深夜における迷惑防止措置

風俗営業としてのダンス営業の規制が撤廃されたことにより、風俗営業のうちダンスに関連する旧1号、旧3号及び4号の営業が風俗営業としての規制を受けなくなり、これにともなって風俗営業の号数のほか、風営法関連の諸手続きで使用される書式の大半に変更が生じました。

営業時間については「日の出まで」の文言が「午前6時まで」に改められたほか、ゲームセンター（新5号営業）等営業の営業時間を緩和する都道府県条例の改正も行われました。

また、今回の改正に伴って、深夜から午前6時までの時間帯に風俗営業を行う場合の迷惑防止措置が義務として明記されました。関連する風営法第13条第3項及び第4項は次のとおりです。

（風営法第13条から第3項と第4項を抜粋）

3 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔って粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

6 Q & A (過去の風営研修会における県警本部との質疑応答より現時点でも有効と思われるものを掲載します)

- ・ 営業所及び客室の求積は、壁心で測るのか内のりで測るのかご教示下さい。
→ 営業所は壁心と内のりのどちらでも構いません。ただし、客室は内のりで求積して下さい。

- ・ 営業所の住居表示（または通常の住所の表示）と地番表示が異なる場合は、どうしたらよいでしょうか。
→ 同一の所在を表している旨を説明する上申書もしくは理由書等を添付して下さい。

- ・ 客室内の壁の腰の高さ位の位置に出っ張りがあるような場合、客室の求積はその部分を除いてすべきでしょうか。
→ 基本的には除く必要はありません。ただし、その範囲が広い等、状況によっては除いていただくこともあります。

- ・ 営業所の改装等に伴う変更承認申請の時期について
従来は口頭で所轄担当者の了解を得て着工し、工事がだいぶ進んだ時点で変更承認申請をすることが多かったのですが、最近は着工前に申請するようにとの指導がされることがあるようです。これは警察本部としての見解なのでしょうか。
→ 警察本部ではなく、警察庁の指示によるものです。ご協力をお願いします。

- ・ 点ける切るだけのスイッチの照明とスライダックス照明が混在している状態で、スライダックスを 小光量にしても、規定の照度を維持できる場合にも、不適格となるのでしょうか。
→ スライダックスそのものを禁止しているわけではなく、法令に規定する測定箇所すべてにおいて規定照度を上回る状態になっていれば構いません。
ただし、スライダックスそのものがガムテープやボンド等で固定され、後で簡単に元に戻せるような場合は、不適格となります。

- ・ 営業所建物の元々の構造上、客室内の見通しが妨げられるような場合も、許可されないのでしょうか。施行規則第8条では「客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。」となっているので、「設備」ではない壁や柱による見通しの困難は該当しないのではないかとと思われるのですが。
→ 柱については、建物を支える 小限度のものであれば、認めることもあります。
壁による見通し困難の場合は、見通しのきく範囲内で客室取りをするようにして下さい。

- ・ 営業所建物が共有となっているが一部の共有者が連絡不能で使用承諾書を得られない場合、前に研修会で「3年を超えない使用承諾であれば、一部の者の不添付もやむを得ない」との回答をいただきました。現在もその様な取り扱いと解してよろしいでしょうか。

→ 原則としては過半数以上の承諾があれば認めるものとしませんが、事前に所轄を通じてご確認下さい。
- ・ ゲームセンターの受付における平面図上のゲーム機の表記について。

TVゲーム機、スロット機、等の分類がわかるような表記まででよいと考えればよいでしょうか。メーカーや型式までは不要という取り扱いが多いと思いますが。

→ 基本的には不要ですが、ゲーム機入替時の変更届との関係がありますので、出来ればゲーム機リスト等を別に作り、そこにメーカーや型式名を表示していただくのが好ましいです。
- ・ 同じくゲーム機の台数の数え方について。セット販売されているゲーム機等の場合の台数の数え方について。2人対戦型ゲーム機を1台とするのか、2台とするかなど。

→ 2人1組のものについては、1台という扱いで構いません。
- ・ 照明設備は、客室以外の部分（例えばトイレや調理場、階段、従業員控室等）についても記載すべきでしょうか。

→ すべて記載して下さい。
- ・ 韓国籍等の人物の名前のふりがなについて。

たとえば姓が「哲」の方の場合に「てつ」と日本語風に書かないで、実際の朝鮮語の発音にあわせて「ちえ」と記載すべきでしょうか。日本で生まれ育った人物の場合は日本語風の読み方しか知らないというケースもあり、まれに迷うことがあります。

→ どちらでも構いません。分かる範囲で結構です。
- ・ 「客室内の見通し」に関し、東京では、客室内のいずれか1個所において見通すことが出来れば来ればよいとされていますが、神奈川でもその様な扱いを認めていただくわけにはいかないでしょうか。

→ 客室内のどこからでも見通せることが必要です。千葉県、埼玉県でも同じ扱いになっています。
- ・ 営業所建物が新築のため、申請時点で全部事項証明書（登記簿謄本）を添付出来ない場合の代替的扱いとして、「建築確認済証、工事請負契約書、工事完了引渡証明書、請負者の印鑑証明書」を添付すればよいと聞いていますが、現在もその通りでよろしいでしょうか。

→ 請負者の印鑑証明書は不要です。それ以外にご質問の通りです。

- ・ 許可を取って営業していた業者が許可証の返納をしないまま行方不明となっている場合、別の人が同一の場所で新たに許可申請するには、どうしたらよいのでしょうか。
→ 通常の新規の書類が整っていれば申請を受けます。
- ・ 最近、許可申請の平面図に厨房設備等の記載が要求されるようになったと聞いていますが、これは本当でしょうか。もしそうだとすれば、その理由をお聞かせ下さい。
→ 営業所の構造設備を表す図面が必要とされるため、厨房設備も記載するようにして下さい。
- ・ 営業所が現在2階のところ、3階に増設する変更承認を受けた場合に、その後の許可証書換申請（所在地修正の）は必要でしょうか。
→ 不要です。ただし気になるようでしたら、書換申請をしていただいても構いません。
- ・ パチンコ入替えの変更承認のときの提出日と検査日の間の期間は警察によって異なっているようですが、日数についての基本的な考え方というものはあるのでしょうか。（検査の5日前までに申請するというのもあれば10日前という場合もあります。）
→ それぞれ所轄の状況によって異なります。特に本部として何日前までに決めていたわけではありませんが、出来るだけ早めに申請していただくようにお願いします。
- ・ 申請営業所が又貸しの場合、所有者及び転貸人による使用承諾書と、所有者・転貸人間の契約書写しが必要と聞いていますが、転貸人・転借人（申請人）間の契約書写しも必要でしょうか。
→ 所有者から申請者に対して、風俗営業をすることを認めていることが分かる書類が必要です。（運輸警察部注：基本的には所有者から申請者宛の使用承諾書があれば申請は受理されますが、原契約書中に転貸禁止の条項がある場合には、予め所有者の了解を得る必要があります。）
- ・ 申請者が建物管理会社との間で賃貸借契約を結んでいる場合、使用承諾書は、所有者及び管理会社双方のものが必要でしょうか。また、所有者と管理会社間の管理委託契約書写し等も必要でしょうか。
→ 所有者から申請者に対して、風俗営業をすることを認めていることが分かる書類が必要です。
- ・ ぱちんこ・パチスロ店の許可申請時、遊技機が設置されていることは必要でしょうか。以前は、検査時においても、島が立ち上がって台数の確認が出来ればよいとされ、必ずしも遊技機の設置は申請の条件とはされていなかったのですが。
→ 書類が調っていればよく、設置は条件ではありません。
もし、所轄で必要だという場合には、本部に連絡して下さい。
ただし、申請後に遊技機を変更する場合は、いったん取り下げて再申請が必要となります。

- ・ 平面図寸法の誤差は、何cm程度までが許容範囲とされているのでしょうか。
各署担当者によってその辺の判断にバラツキがあるようなのですが。

→ 建物の形状等、ケースバイケースによって許容範囲の基準は異なります。ただし、法令上、低面積基準を要求される場合（9.5 m²、16.5 m²等）には、検査時きっちりチェックするものとします。
- ・ 使用承諾書の使用承諾期間の記載で「風俗営業許可取得のときより～」とするのは認められないでしょうか。

→ 認めます。ただし「～まで」という終期も必ず記載して下さい。
- ・ ダーツバーは、点数等を自動計算する機種使用の場合は許可が必要だと聞いていますが、手動計算の機種の場合は許可不要と考えてよろしいでしょうか。

→ 施行規則の趣旨から、点数が自動で表示されるような場合は許可が必要です。なお、風営対象機種の設置割合を10%未満にすれば許可が不要とは必ずしも言えず、状況によっては脱法行為と見なします。
- ・ 客室内に1mを超えない高さの仕切りがあり、その上に素通しのガラスを置く（合計では1mを超える）などの営業形態は認められますか。

→ たとえ素通しであっても、シールを貼ったり、光の当て加減によって見通しを妨げるおそれがあるので、認められません。
- ・ 制限距離の外ぎりぎりに保護対象施設がある場合、有資格者による測量図の添付が必要と聞いていますが、添付の要否は何m位を基準に考えればよろしいでしょうか。

→ 状況によって異なりますが、1m位が基準となります。

本来は添付書類ではありませんが、ぎりぎりのケースでは本部からの委託による測量等により余分に時間がかかる（この場合、標準処理期間の適用はない）ため、それを避ける意味でも出来るだけ添付をお願いします。
- ・ 営業所所在地の表記について、「～ビル3階」と記載したいが、保健所許可証が「～ビル3F」となっているとき、保健所許可証記載どおり「F」で表記すべきでしょうか。

→ 「F」だと階数なのか部屋の号数なのか明確ではないので、「階」で表記する方が望ましいと言えます。出来れば何階のどの部屋かまで明記して下さい。
- ・ スライダックス（照度コントローラー）は認められないと聞いていますが、規定の照度を下回らない設定のスライダックスもだめなのでしょうか。

→ 下回らなければ、あっても構いません。ただし、ガムテープやボンドで固定する等、後で簡単に変更できるようなものは認められません。

- ・ 用途地域証明の代用として、都市計画課等設置の機械で発行される都市計画図カラーコピーの添付が認められていますが、現在インターネットで同様の確認の出来るシステムによる印刷図面の添付による代用は認められるのでしょうか。

例：横浜市の都市計画地図情報 <http://www.city.yokohama.jp/tokei/>
 川崎市都市計画情報インターネット提供サービス
<http://www.city.kawasaki.jp/50/50tosike/home/haisin/youto.htm>

→ 本来、添付書類ではないので、その様なものでも構いません。
- ・ パチンコ店等で景品自動発行機を置くところが出てきているようですが、これの設置についての注意事項等ありましたらご教示下さい。

→ 法23条違反となり、認められません。
- ・ 営業所を賃借等で使用している場合、構造変更の承認申請においても使用承諾書の添付が必要になったと聞いていますが、小規模な変更や床面積減少の場合にも添付しないといけないのでしょうか。

→ 法令上の規定による要請ですが、床面積減少等の場合は不要です。
- ・ カウンターは基本的に、客室に含めるものと解してよいのでしょうか。(ぱちんこ店の景品カウンター、バーのカウンター、ゲーム場や麻雀店のフロントカウンター、レジカウンター等)

→ 配膳カウンター等、客が直接使用しない部分は客室から外して下さい。
- ・ 営業所に隣接する専用駐車場は、保護対象施設との距離の関係においては営業所に含めるものと理解していますが、この場合、営業所の求積にも含める必要がありますか。また、駐車場平面図や駐車場求積図の添付は必要でしょうか。

→ 求積は建築基準法上の建築物に関するもので足ります。なお、立体駐車場等で当該施設専用かつ社会通念上密接不可分の場合は営業所に含めるものとします。
- ・ 求積は、小数第3位まで求め、四捨五入して第2位まで記載するものと聞いていますが、切り捨てによるものは認められないのでしょうか。

→ (はっきりとした回答なし) 求積の算式は一括したのではなく、個々の部分ごとの算式にして下さい。

* (運輸警察部注：申請時の実際の取り扱いを考えると、小数第3位まで求め四捨五入して第2位までとするのが無難なようです。)
- ・ ぱちんこ店やパチスロ店の遊技機設置島の裏側にスペースがある場合、その部分を客室床面積から控除するものと聞いていますが、どの程度のスペースがある場合に控除しないといけないのか、その判断基準を教えてください。

- 特にはっきりした基準はないが、社会通念で判断します。なお、客室内の移動可能なもののスペースについては客室に含め、造り付け等固定設備のスペースは含めないものとします。パチンコ島は基本的には客室に含めます。
- ・ 午前0時までは風俗営業を営み、それ以降は同一営業所で別の者が深夜酒類提供飲食店を営むような形態は認められるのでしょうか。
→ 法律上は可能だが、現実の問題としては認めがたいと言えます。
その様な形態の店に対しては徹底的なチェックが入ることをご承知おき下さい。
 - ・ ゲーム機の風営対象機種と、そうでない機種との区別について教えてください。
→ 施行規則第3条の規定に従って区別します。
 - ・ 構造変更承認申請の場合の処理期間の扱いはどうなっていますか。
→ 現地調査日から10日という扱いになっています。ただし、あくまで目安と考えて下さい。補正等がある場合は、その日数は算入しません。
 - ・ 特例認定の審査が最近では厳しくなったと聞いていますが、実際にはどうなのでしょう。
→ 法第23条違反や買い取りの関与等について厳しく審査します。
 - ・ 幼稚園の専用農園等、本体施設とは離れた場所にある関連施設も保護対象施設となるのでしょうか。
→ ケースバイケースで、法令の趣旨に照らして判断します。設例の場合、基本的には厳しいものと言えます。

その他（補足事項）

- ・ クレーン式ゲーム機（UFOキャッチャー等）は、ゲームの結果が物品そのもので表示されるため認められますが、物品としてのカプセルの中に数字等の表示があり、それによって景品を提供する形態は認められません。
なお物品の価額も概ね800円くらいまでが上限となり、それを超えるものは認められません。
- ・ 代理申請であるのに代理人の表示のないケースが多いので、ご注意ください。
- ・ 構造にかかる変更承認申請の場合は、これまで通り周囲略図の添付もお願いします。

【 県警本部からのお願い事項 】

- ・ インターネットカフェやまんが喫茶で、6号（現3号）営業に該当する可能性のあるものが出てきているので注意して下さい。ただし、自販機営業の場合は該当しません。
- ・ 昼休み中の申請は控えていただきたい。また月曜日の午前中はパチンコ検査で担当者不在となることが多いので、避けて下さい。
- ・ 所轄の取扱への苦情等があるときは、運輸警察部を通して連絡して下さい。
- ・ 求積の間違いに気をつけて下さい。また途中の計算式を書くようにして下さい。

7. 参考

風営業務関係サイト（平成28年8月現在）

警察関係書式集（神奈川県警） * 風営関係の書式は、こちらからダウンロードできます。
<http://www.police.pref.kanagawa.jp/index10.htm>

法令データ提供システム
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

神奈川県法規データ提供サービス
https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_login.exe

川崎市例規集
<http://www.reiki.city.kawasaki.jp/cgi-bin/kawasaki/startup.cgi>

横浜市例規集
http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_menu.html

ネット窓口かわさき
<http://www.city.kawasaki.jp/e-guide/>

横浜市電子申請サービス
<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/>

横浜市都市計画地図情報
<http://www.city.yokohama.jp/tokei/>

横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/iryomeibo/iryomeibo.html>

病院・診療所名簿
<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000040856.html>

横浜市施設情報
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shisetsu-index.html>

児童福祉施設一覧
<http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Cafe/9824/item/sisetu/index.htm>

かながわの公共施設（一般財団法人 神奈川県厚生福利振興会）
<http://www.k-kfukuri.or.jp/koukyousisetsu/>

川崎市認可保育所一覧
<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-10-1-0-0-0-0-0.html>

警察庁
<http://www.npa.go.jp/>

警察庁風営解釈運用基準
<https://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/hoan/hoan20160201-1.pdf>

Jw_cad (Windows版) ホームページ
<http://www.jwcad.net/>

苦情処理簿(書式サンプル)

営業所の名称:

苦情受理日	平成 年 月 日	午前・午後 時 分
苦情を受理した担当者	役職等:	氏名:
苦情を申し出た人	氏名(ふりがな):	
	住所:	
	電話番号:	
	備考(連絡先が不明の場合はその理由)	
苦情の内容		
原因究明の結果		
苦情に対する弁明の内容		
改善措置の内容		
改善措置等の完了日	平成 年 月 日	
苦情処理担当者	役職:	氏名:

※苦情の処理に関する帳簿は当該帳簿に最終の記載をした日から起算して3年間保存します。

従業者名簿（風営法）※平成28年6月23日以降

(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日生	採用年月日	年 月 日採用
住所	〒 電話 ()		
従事する 業務の内容			
接客従業者 か否かの別	接客従業者・その他	退職年月日	年 月 日退職

接客従業者である場合の措置

第1 確認事項

- 生年月日
- 国籍

- 日本国籍を有しない者は、
 - ・ 在留資格及び在留期間

- 並びに就労が認められていない在留資格を有する者であるときは、
 - ・ 資格外活動の許可の有無及びその内容

- 又は特別永住者であるときは、
 - ・ その旨

第2 確認年月日

【 平成 年 月 日確認 】

備考 確認に用いた書類

- 1 日本国籍を有する者
 - 住民票記載事項証明書（生年月日及び本籍地都道府県名が記載されたもの）
 - 一般旅券（パスポート）
 - 官公庁発行の書類その他これに類するもの（生年月日及び本籍地都道府県名が記載されたもの）
- 2 日本国籍を有しない者。ただし、3及び4に掲げる者を除く。
 - 旅券（パスポート、難民旅行証明書等） 在留カード
 - 外国人登録証明書（在留カードとみなされるものに限る。）
- 3 日本国籍を有しない者。ただし、資格外活動許可者に限る。
 - 旅券（証印あり）
 - 旅券（証印なし）及び資格外活動許可書又は就労資格証明書
- 4 日本国籍を有しない者。ただし、特別永住者に限る。
 - 特別永住者証明書
 - 外国人登録証明書（特別永住者証明書とみなされるものに限る。）

- 備考1 臨時に使用した者や業務委託会社から派遣された者についても、全て記載すること。
- 2 退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係るものを営業所ごと（無店舗型風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業は、営業の本拠となる事務所等）に備えておくこと。
- 3 接客従業者とは、接待のほか、客席への案内、料金徴収、配膳等、客に接する業務に従事する者全てであり、掃除その他の開店前準備の業務のみに従事する者等は、含まない。
- 4 「接客従業者である場合の措置」の第1は確認した事項を【 】内に、第2は確認した年月日を【 】内に、備考は確認に用いた書類の□にレ印を付し、その写しを従業者名簿に添付すること。
- 5 この従業者名簿の形式は、例示であり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の法令上の要件を具備した標準的なものである。

(従業者名簿の裏面)

第1 在留カード、外国人登録証明書又は旅券で確認する在留資格及びその該当する例示

○ 特定の就労活動が認められている在留資格

在留資格	該当する例示（職業等）
外交	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族
公用	外国政府、国際機関等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校、高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等
技能実習1号イ	海外の子会社等から受け入れられる技能実習生
技能実習1号ロ	監理団体を通じて受け入れる技能実習生

注：「興行」の在留資格では、飲食店での接待はもちろん、掃除その他の開店前準備の業務に従事するなどの「興行」に係るもの以外の就労活動はできない。

○ 就労活動が認められていない在留資格

在留資格	該当する例示（職業等）
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光等
留学	大学、短期大学、高等学校、専修学校等の学生
研修	実務作業を伴わない研修生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者又は子

注：資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労することができるが、風俗営業や性風俗関連特殊営業の営業所等での就労はできない。また、許可を得た者は、その本人の申請により就労資格を証明する文書が交付される。

○ 就労の可否は、個々に指定される活動の内容によるものとされるもの

在留資格	該当する例示（職業等）
特定活動	外交官等の家事使用人、アマチュアスポーツ選手及びその家族、インターンシップ、特定研究活動、特定情報処理活動、医療滞在、観光目的等の長期滞在者等

○ 身分・地位に基づく在留活動が認められ、したがって、就労活動に制限がない。

在留資格	該当する例示（職業等）
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人配偶者等	日本人の方の夫又は妻・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の方の夫又は妻
定住者	日系3世

注：「特別永住者」も活動に制限がなく、したがって、就労活動に制限がない。

第2 従業者名簿を備えておかなければならない者

- ※ 風俗営業者
- ※ 店舗型性風俗特殊営業を営む者
- ※ 無店舗型性風俗特殊営業を営む者
- 店舗型電話異性紹介営業を営む者
- 無店舗型電話異性紹介営業を営む者
- ※ 特定遊興飲食店営業者
- ※ 酒類提供飲食店営業を営む者（午前6時から午後10時までの時間においてのみ営むものを除く。）
- 深夜（午前0時から午前6時までをいう。）において飲食店営業（酒類提供飲食店営業除く。）を営む者

注：接客従業者の生年月日、国籍等の確認義務がある者は、※印のもの。ただし、風俗営業者は、接待飲食等営業者に限り、遊技場営業者は除かれている。